



芳賀町
Haga Town



宇都宮市
Utsunomiya City

資料2

「芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画」 の変更について

令和6年2月14日

芳賀・宇都宮地域公共交通活性化協議会



1 地域公共交通利便増進実施計画の策定

芳賀町と宇都宮市は、平成27年11月に「芳賀・宇都宮東部地域公共交通網形成計画」を策定し、計画に基づき、「バスネットワークの再編」に取り組んできたところであり、再編の円滑かつ確実な実施に向けて、再編後の具体的な運行ルートや運行本数などの運行計画の詳細を取りまとめた「**芳賀・宇都宮東部地域公共交通利便増進実施計画(以下、「利便増進計画」という)**」を令和5年8月に策定したところである。

【計画の記載内容】

- ① 実施区域
- ② 事業の内容, 実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 関連して実施する事業等



2 運行ダイヤ改正および利便増進計画の修正

芳賀町内と宇都宮市内の路線バスの運行事業者である関東自動車(株)とジェイアールバス関東(株)においては、令和6年4月1日に施行される「バス運転手の改善基準告示の改正(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)」を踏まえ、令和6年3月に運行ダイヤの改正(減便)を予定している。

【バス運転手の改善基準告示の改正】

バス運転手の改善基準告示が令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の観点により見直しが行われ、拘束時間の上限や休息期間等が改正(令和6年4月1日施行)

○ 改善基準告示の改正の内容

	現行	見直し後(令和6年4月1日～)
1年の拘束時間	3,380時間	原則：3,300時間
1か月の拘束時間	原則：281時間 最大：309時間	原則：281時間 最大：294時間
1日の休息時間	継続8時間	継続11時間を基本とし、9時間下限

- ・ 拘束時間・・・「労働時間」＋「休憩時間」
- ・ 休息時間・・・業務終了時刻から、次の始業時刻までの時間

⇒ 改正を踏まえ、利用者の利便性を極力損ねないように、利用者数の少ない便を減便や経路変更することで、基準の改正に対応する。あわせて、利便増進計画を修正(別紙参照)